

令和6年小樽市議会第4回定例会

市長提案説明

令和6年第4回定例会の開会に当たり、再議に付す理由及び、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、令和6年小樽市議会第3回定例会において議決された議案第29号「職員懲戒審査委員会委員の選任について」につきましては、採決を行う際、地方自治法第117条の規定により、議事に参与することができない議員が参与して議決が行われたことから、同法第176条第4項の規定により再議に付すものであります。

次に、議案第1号から議案第6号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものとしたしましては、令和7年4月にウイングベイ小樽で開設を予定する総合福祉センターと勤労女性センターに係る放送設備機器などの更新費用を計上したほか、障害者福祉費において、利用者増に伴う介護給付費の増額や、定期預金で運用する基金の金利上昇分を見込んだ積立金の増額など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源としたしましては、国・道支出金、財産収入、寄附金、繰入金を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、後志管内3消防本部の消防指令業務の共同化に向けた「後志共同消防指令センター整備事業費」や、新総合体育館の設計及び施工と現在の総合体育館の解体及び撤去に係る業務を一括で発注する「新総合体育館整備事業費」のほか、専門性が高く、多様

化した障害福祉サービスに係る相談支援体制を整備・強化する「基幹相談支援センター事業費」などを計上いたしました。

また、令和7年度から公開を再開する「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店」など、指定管理者制度を導入・更新する施設の管理代行業務費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億683万5,000円の増となり、財政規模は、657億2,034万5,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第6号までの特別会計及び企業会計の補正予算について説明申し上げます。

特別会計では、住宅事業特別会計において、今年度から敷地の造成を行っていた塩谷B住宅の建替えについて、債務負担行為として建物本体の工事費などを計上いたしました。

また、国民健康保険事業、介護保険事業につきましては、所管する基金の金利上昇分を見込んだ積立金の増額など、所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、病院事業会計において、ICUに専用の陰圧装置を含む感染対策ユニットの設置工事を行うため、所要の補正を計上したほか、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため「配水管整備事業費」などを計上いたしました。

続きまして、議案第7号から議案第26号までについて説明申し上げます。

議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市の医療費

助成に関する事務において、個人番号を含む医療保険給付関係情報の利用を可能とするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、環境の保全及び創造に関する施策の推進の資金とする目的で、新たに環境資金基金を設置するものであります。

議案第 9 号 ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案につきましては、地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号 宿泊税条例案につきましては、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づく法定外目的税として、新たに宿泊税を課税するものであります。

議案第 11 号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、手数料の新設等を行うほか、建築基準法の一部改正等に伴い、既存の手数料の改定を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号 特別会計設置条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅事業特別会計を廃止するものであります。

議案第 13 号 総合福祉センター条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として総合福祉センターを移転するとともに、同センターの開館時間及び休館日の変更並びに事業の一部の廃止を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号 児童厚生施設条例の一部を改正する条例案につきましては、総合福祉センターの移転等に伴い、とみおか児童館を移転するとともに、同館の利用者の利便性の向上を目的として開館時間を変更するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として勤労女性センターを移転するとともに、移転に伴い、講習室等の区分及び使用料の変更を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、道営住宅高島団地の事業主体を北海道から本市に変更し、同住宅を市営住宅とするものであります。

議案第18号 港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、令和7年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル及び第3号ふ頭小型船だまりの使用料を設定するとともに、港湾施設用地における自動販売機の設置に係る使用料を設定するほか、港湾法の一部改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第19号 水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法施行令等の一部改正に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 総合博物館条例及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案につきましては、総合博物館及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の共通入館料及び定期入館料を改定するとともに、共通入館料により入館可能な施設数を変更するものであります。

議案第 21 号 工事請負変更契約につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第 22 号から議案第 25 号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店につきましては株式会社日比谷花壇を、おたる自然の村につきましては引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を、さくら学園につきましては引き続き社会福祉法人後志報恩会を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

議案第 26 号 動産の取得につきましては、除雪ドーザを取得するものであります。

次に、専決処分報告についてありますが、報告第 1 号につきましては、本年 10 月 9 日の衆議院の解散に伴い、10 月 27 日に投開票が実施された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費を計上するため、一般会計の補正予算について、令和 6 年 10 月 9 日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。